

学校保健安全法に基づく登校停止の取扱いについて

学校保健安全法施行規則に規定されている**学校において予防すべき感染症**(以下「**学校感染症**」という。)にかかった学生は、**大学には登校しないこと。**

医療機関等で学校感染症にかかった旨の診断を受ける

登校停止（自宅等で待機）

1. 以下の①から③の事項に対応する
2. 医療機関や本学保健センター等からの指示に従う

①保健センターウェブサイトの「**学校感染症報告フォーム**」に入力

<https://wvp.shizuoka.ac.jp/hoken/#AA>



②登校停止期間中に欠席する授業科目がある場合

学務情報システムの「個別質問機能」等で以下事項を授業担当教員に連絡

- (1) 学校感染症にかかり登校停止となったため授業等を欠席すること
- (2) 欠席する授業日

③「**健康観察表**」に登校停止期間中の症状などを**記録**

医療機関や本学保健センター等から指示を受けた登校停止期間が終了

保健センターに以下いずれかの書類を提出し体調確認を受ける（提出後、原本を受取る）

- ①健康観察表
- ②治癒証明書等（医療機関等から発行された場合のみ）

保健センターで確認を受けた以下いずれかの書類を、所属する学部・大学院等の学務（教務）担当係に提出し確認印の押印を受ける（提出後、写しを受け取る）

- ①健康観察表
- ②治癒証明書等

保健センターと学部・大学院等の学務（教務）担当係の確認を受けた以下いずれかの書類の写しを欠席した**授業担当教員に提示する。**

- ①健康観察表
- ②治癒証明書等

※これにより、登校停止による「欠席扱いとしない」手続きが完了する

授業の出欠の取扱い

学校保健安全法第19条等に基づく措置として、登校停止となった学生に係る授業の出欠については、**欠席扱いとしない**ものとする。

（欠席扱いとしない回数の制限はしない。ただし、登校停止期間中の授業の代替措置として授業担当教員の判断により実施するレポートの提出や補講の受講を免除するものではない。）